

議第146号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、センターの使用料を徴収しない。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、センターを使用する日の属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定により課する同法第5条第2項第1号に規定する市町村民税を含む。）を課されず、又は当該市町村民税のうち均等割課税額のみを課されている世帯に属する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

使用料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。